

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学創立百二十五周年記念事業委員会 要項</b> (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事（非常勤の理事を除く。） (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。） (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、<u>野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長</u>のうちから総長が指名するもの 1名 (9) <u>総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長及び成長戦略本部長</u></p> <p><u>(10) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、国際戦略本部長及び人と社会の未来研究院長</u></p> <p><u>(11) 高等研究院長</u></p> <p>(12) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 <u>(13) 総長が指名する事務本部の部長</u> (中 略)</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第2</p> <p>(1) (2) (3) (4) } (同 左) (5) (6) (7)</p> <p>(8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長<u>及び野生動物研究センター長</u>のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(9) <u>グローバル・エンゲージメント・オフィス長、情報環境機構長、総合研究推進本部長、教育改革戦略本部長、国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、図書館機構長、人と社会の未来研究院長、成長戦略本部長及び環境安全保健機構長</u></p> <p><u>(10) 高等研究院長</u> <u>(11) 総長が指名する支援組織の長（第9号の者を除く。）</u> (12) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>総務室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会 要項</b> (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5 委員会に関する事務は、学務部<u>学生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5 委員会に関する事務は、学務部<u>学生支援課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学教育制度委員会規程</b> (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、学務部<u>教務企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8条 委員会に関する事務は、学務部<u>学務課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学教務事務電算管理運営委員会要項</b> (平成元年1月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、学務部<u>教務企画課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6 委員会に関する事務は、学務部<u>教育情報推進課</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定) この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学産学共同実用化促進事業実施委員会要項</b></p>	

改 正 前	改 正 後
(平成25年9月10日総長裁定)	
(前 略)	
第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第3
(1) 産官学連携担当の理事（以下「担当理事」という。）	(1) } (同 左)
(2) 総長が指名する理事及び副学長	(2) }
(3) 部局長 若干名	(3) }
(4) 成長戦略本部長及び副本部長	(4) } (同 左)
(5) 成長戦略本部の職員（前号に掲げる者を除く。）のうちから担当理事が指名するもの 1名	(5) }
(6) 総長オフィス長及びCFOオフィス長	(6) <u>総長戦略オフィス長及びCFOオフィス長</u>
(7) その他総長が必要と認める者 若干名	(7) } (同 左)
2・3 (略)	2・3 }
(後 略)	
	附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。
<b>京都大学研究者情報整備委員会規程</b> (平成30年5月15日総長裁定)	
(前 略)	
(構成)	(構成)
第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。	第2条
(1) 情報基盤担当の理事（以下「担当理事」という。）	(1) }
(2) 研究担当の理事	(2) }
(3) 部局長 若干名	(3) } (同 左)
(4) 総合研究推進本部長	(4) }
(5) 情報環境機構長	(5) }
(6) 図書館機構長	(6) }
(7) 総長が指名する総合研究推進本部の職員 1名	(7) }
(8) <u>人事部長</u>	(8) <u>情報部長</u>

改正前	改正後
<p>(9) <u>情報部長</u></p> <p>(10) <u>附属図書館事務部長</u></p> <p>(11) その他総長が必要と認める者 若干名 2～4 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学東京オフィス事務室要項</b> (平成21年12月16日総長裁定)</p> <p>第1 京都大学東京オフィス（以下「東京オフィス」という。）において次の各号に掲げる業務を行うため、東京オフィスに事務室を置く。</p> <p>(1) 東京及びその周辺地区における情報の収集・発信</p> <p>(2) 総長、理事及び事務本部並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援</p> <p>(3) 東京オフィス及び京都アカデミアフォーラムの維持管理及び運営</p> <p>(4) その他総長又は管理責任者が必要と認める事項 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学監事候補者選考委員会要項</b> (令和2年3月10日総長裁定)</p> <p>(前 略) (雑則)</p> <p>第7条 選考委員会に関する事務は、<u>総長オフィス</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>(9) <u>附属図書館事務部長</u></p> <p>(10) <u>人事部長</u></p> <p>(11) } (同 左) 2～4 }</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p> <p>第1 } (同 左) (1) }</p> <p>(2) 総長及び理事並びに部局の東京及びその周辺地区における活動の支援</p> <p>(3) } (同 左) (4) }</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定） この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 選考委員会に関する事務は、<u>総務室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和8年3月総長裁定）</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則</b></p> <p style="text-align: center;">(平成16年4月1日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条 給与規程第13条第1項に規定する教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。ただし、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している教職員を除く。</p> <p>(1) 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者であつて、その採用が、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法に規定する臨床研修(第3条において「臨床研修」という。))を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(第3条において「実地修練」という。))を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に行われたものであり、次に掲げる部局等に所属する者</p> <p>ア～シ (略)</p> <p><u>ス</u> 環境安全保健機構放射線管理部門及び産業厚生部門</p> <p><u>セ</u> 高等研究院物質—細胞統合システム拠点及びヒト生物学高等研究拠点</p> <p><u>ソ</u> <u>学生総合支援機構学生相談部門</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p> <p>(教職員の範囲)</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(同 左)</p> <p>ア～シ</p> <p><u>ス</u> <u>学生総合支援機構学生相談部門</u></p> <p><u>セ</u></p> <p><u>ソ</u></p> <p>(同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>附 則 (令和8年3月総長裁定)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>西部構内の指定場所における立看板に関する規程</b> (平成30年7月24日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7条 別図において指定する場所に立看板を設置しようとする場合は、所定の様式に、設置しようとする団体名、設置に係る責任者の氏名及び連絡先、告知する行事の名称及び開催期間並びに設置期間を記載の上、学務部<u>厚生課</u>に申請しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学と外国の大学が共同で実施する学位プログラムを履修する学生に係る授業料の免除に関する規程</b> (令和2年7月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(運営)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、学務部<u>学生課</u>及び当該プログラムを実施する研究科等において行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p> <p>第7条 別図において指定する場所に立看板を設置しようとする場合は、所定の様式に、設置しようとする団体名、設置に係る責任者の氏名及び連絡先、告知する行事の名称及び開催期間並びに設置期間を記載の上、学務部<u>学生支援課</u>に申請しなければならない。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p> <p>(運営)</p> <p>第7条 この規程に定める授業料の免除に関する事務は、学務部<u>学生支援課</u>及び当該プログラムを実施する研究科等において行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p>この要項は、令和8年4月1日から実施する。</p>